

財産保険仕様書

(長期調達用)

地方独立行政法人秋田県立療育機構

1. 総則

本仕様書は、地方独立行政法人秋田県立療育機構（以下「機構」という。）が所有する建物（建物附属設備含む。）、工作物、物品（機械・装置・器具・工具・什器・備品等）等について付保する財産保険の内容を定める。

2. 保険契約の基本事項

- (1) 保険契約者 : 地方独立行政法人秋田県立療育機構
(2) 被保険者 : 地方独立行政法人秋田県立療育機構
(3) 保険期間 :

財産保険（物損害）

2025年4月1日午前0時から2030年4月1日午後4時まで5年一括

企業費用・利益総合保険

2025年4月1日午前0時から2030年4月1日午後4時まで5年間1年更新

ただし、財産保険は長期一括契約とし、企業費用・利益総合保険は2025年度から5年間における1年ごとの更新契約とする。

- (4) 企業費用・利益総合保険は契約更新5年間の保険終期までに以下①～③を確認し、特に問題ない場合には保険契約を更新することができる。ただし自動更新は2029年度末までの4回を限度とする。

更新後条件の詳細は、現行引受条件による保険料を書面に明記すること。

- ① 事故処理が円滑に行われていること
② 事故防止活動への協力が十分に行われていること
③ 保険会社の経営状況等の変化により、契約が更新することで当機構が不利益を被るおそれがないこと
④ その他、保険契約を継続しがたいと機構が判断する事象がないこと

- (5) 保険料払込方法 : 一時払い（保険料払込猶予特約条項付帯）

- (6) 入札金額は、財産保険は5年長期一括契約分とするが、企業費用・利益総合保険は1年分とし、その合計を入札金額とする。

3. 保険対象物件

機構が所有する建物（基礎工事、建物付属設備を含む。）、屋外工作物、物品（機械・装置・器具・工具・什器・備品等）、明記物件（絵画）

4. 施設の概要

- (1) 施設の名称 : 秋田県立医療療育センター
(2) 施設の所在地 : 秋田市南ヶ丘1丁目1番2号

5. 適用約款

企業財産包括保険、企業総合保険等のオールリスク型保険。(水災・電氣的機械的の事故は不担保)

なお保険設計上上記以外の約款を使用することも、本仕様書の条件を満たすことを前提にこれを可とする。

6. 保険の内容

(1) 補償範囲 : 下記事故による損害についててん補する。

① 担保危険

| | 物損害 | 利益損害 | 営業継続費用 |
|--------------------|-----|------|--------|
| ① 火災、落雷、破裂・爆発 | ○ | ○ | ○ |
| ② 風災、ひょう災、雪災 | ○ | × | × |
| ③ 外部からの物体の落下・飛来等 | ○ | × | × |
| | 物損害 | 利益損害 | 営業継続費用 |
| ④ 給排水設備の事故による水濡れ | ○ | × | × |
| ⑤ 騒じょう、労働争議 | ○ | × | × |
| ⑥ 盗難 | ○ | × | × |
| ⑦ 水災 | × | × | × |
| ⑧ 電氣的事故・機械的の事故 | × | × | × |
| ⑨ 不測かつ突発的な事故 | ○ | × | × |
| ⑩ 構外ユーティリティ設備の供給中断 | — | ○ | ○ |

② 特約条項

<財産・利益・営業継続費用共通>

保険料払い込み猶予特約条項 (地方独立行政法人用)

代位求償権不行使特約条項 ※1

テロ危険等不担保特約条項

水災不担保特約条項

電氣的・機械的の事故不担保特約条項

<財産>

臨時費用保険金不担保特約条項

地震火災費用保険金不担保特約条項

特殊包括契約に関する特約条項

支払限度額・免責金額設定特約条項

新価保険特約条項 ※2

<利益・営業継続費用>

利益損失補償特約条項

営業継続費用特約条項

保険料の確定に関する特約条項

万引き危険不担保特約条項
管球類単独損害不担保特約条項
風災・ひょう災・雪災不担保特約条項
その他危険不担保特約条項

上記特約条項以外で補償範囲を縮小変更する特約は一切付帯しないものとする。

※1 機構の職員並びに秋田県立医療療育センターの利用者に対する代位求償権を不行使とする。ただし、代位求償権不行使対象者の故意または重大な過失によって生じた損害に対してはこの限りではない。

※2 使用する約款上の保険金支払基準が再調達価額基準である場合は、新価保険特約条項の付帯を必要としない。

③ 費用保険金

残存物取片付け費用保険金 ※3

失火見舞費用保険金 ※4

修理付帯費用保険金 ※5

損害防止費用保険金

収益減少防止費用保険金

上記に掲げる費用保険金以外については不担保とする。

※3 残存物取片付け費用保険金は、使用する約款の規定にかかわらず、すべての事故にかかわる実費を対象とし、損害保険金の10%に相当する額を限度とする。

※4 被災世帯の数に1被災世帯あたりの支払限度額20万円を乗じた額で、事故が生じた構内に所在する保険の目的の保険金額の20%に相当する額を限度とする。

※5 修理付帯費用保険金は、使用する約款の規定にかかわらず、すべての事故にかかわる実費を対象とし、事故が生じた構内に所在する保険の目的の保険金額の30%に相当する額または5,000万円のいずれか低い額を限度とする。ただし、居住の用に供する部分にかかわる費用は除かれるものとする。

(2) 契約方式および契約条件

① 財物損害

1) 保険価額

保険価額は、新価（再調達価額）基準とする。

2) 付保率

付保率は、100%とする。

3) 総保険金額

4,422,500 千円

詳細は、別紙目的明細書の通り

4) 支払限度額

1 事故 19 億円

但し、1事故あたりの支払限度額は自動復元し期間中限度額は設定しないこと。

5) 免責金額

設定しない

但し、風災・ひょう災・雪災の損害は1事故につきフランチャイズ20万円とすることができる。

② 利益損害

| | |
|-----------|---|
| 1) 契約方式 | 付保率方式 |
| 2) 営業収益 | 1,828,608千円(2023年度経常収益) |
| 3) 約定てん補率 | 84.28%(2023年度利益率) |
| 4) 保険価額 | 1,541,150千円(営業収益×約定てん補率) |
| 5) 付保率 | 50.0% |
| 6) 保険金額 | 770,575千円(保険価額×付保率) |
| 7) 免責金額 | 設定しない |
| 8) 免責時間 | ① 火災、落雷、破裂・爆発 なし ② 風災、ひょう災、雪災 24時間 ③ 給排水設備等からの水濡れ なし ④ 外部からの物体の飛来・衝突 なし ⑤ 騒じょう、集団行動 なし ⑥ 盗難、破損 なし ⑦ 構外ユーティリティ設備の供給中断 24時間 |

③ 営業継続費用

| | |
|----------|--------------------------------|
| 1) 保険金額 | 30,000千円 |
| 2) 支払限度額 | Ⅱ型(1か月以下35%、2か月以下70%、2か月超100%) |
| 3) 免責金額 | 設定しない |

7. 免責事項

上記以外は、適用する普通保険約款、および各特約条項と同内容とする。

8. 自動担保と保険料の精算

(1) 物損害

- ① 対象保険金額の算出は、評価基準日(2024年3月末日)の保険の目的に該当する建物および動産を対象とし、評価基準日以降保険期間満了までに発生する追加物件は自動担保とする。ただし30億円を超える増加が発生した場合について^{※6}は、増加事由が発生した月の翌月末迄に通知を行うものとする。
- ② 保険金額の洗い替えについては、評価基準日の保険の目的に該当する建物および動産を対象として、毎保険年度保険始期応当日付の異動手続きにて行う。
- ③ 上記①及び②における保険料の追徴又は返還は、毎保険年度保険始期応当日(4月1日)以降に速やかに行うこととする。なお追徴および返還保険料の計算は、契約時に適用した料率等により計算すること。また追徴保険料支払後は①の自動担保は30億円に復元するものとする。

※6 保険期間を通じて全ての新規取得物件の保険価額の合計から全ての廃棄物件の保険価額を差し引いた金額。

(2)利益損害・営業継続費用

保険料の算出は、保険年度ごとに直近会計年度（2025年契約は2023年度の決算）の決算報告内容から概算保険料を算出して確定保険料とする。よって保険満期後に確定精算手続きは行わない。

9. その他の条件

- (1) 仲立人扱いとする。
- (2) 本仕様書の内容について疑義が生じた場合は、機構の指示に従うものとする。
- (3) 本仕様書記載の特約条項以外で補償範囲を縮小する特約は一切付帯しないものとする。

10. 付属資料

- (1) 秋田県立医療療育センター 火災リスクに関する調査報告書

以上